

例規制定概要書

1 対象例規と制定改廃の別 佐倉市債権管理条例の制定

2 背景

(1) 現状

佐倉市における税外債権の管理は、専ら各債権の所管課が行っています。しかし、各所管課（徴税部門を除く。）では、滞納者への督促及び催告は実施しているものの、滞納処分、強制執行、徴収不能な債権の放棄等の法的手続については、その専門性の高さから、積極的な実施が困難な現状にあります。

(2) 監査委員からの指摘

平成26年7月に実施された決算審査以降、監査委員から、「債権の適正な管理と効果的な回収を推進し、財政健全化と市民負担の公平性を確保するため、専門的知識を有した部署により、債権の一元的管理と法令等に基づく統一的な事務処理」を進めるよう指摘を受けてきたことから、平成30年度に行政管理課が中心となって、「佐倉市債権管理検討会議」を庁内に設置し、関係各課において協議を重ねました。

(3) 第6次佐倉市行政改革の取組の一つとして

令和元年9月、佐倉市行政改革懇話会「第6次佐倉市行政改革大綱の策定に向けた提言」において、「債権管理については抜本的に見直し、各課で管理している滞納繰越分の未収金の取扱いを、組織の改編も含めて集約・一元化して見える化し、納税している市民が不公平感を抱くことがないように」滞納整理を強化すべきとの意見を受けています。

(4) 「債権一元管理に関する報告書」の策定

上記の経過を踏まえ、令和元年度中に行政管理課において作成された「債権一元化に関する報告書」（令和元年11月）と「債権一元管理に関する報告書」（令和2年3月）の中で、佐倉市における効果的かつ効率的な債権管理体制（債権の一元的管理と法令等に基づく統一的な事務処理）を構築するため、次の取組方針が明記されました。

ア 令和2年度

(ア) 債権管理課の設置

(イ) 3債権（後期高齢者医療保険料、介護保険料及び保育料）の徴収困難案件を債権管理課へ移管する仕組みの整備

イ 令和3年度

(ア) 債権管理条例の制定

3 対応方針

- (1) 本条例を制定し、債権管理に係る市の基本姿勢を明確にするとともに、地方自治法等の関係法令を補完する管理基準を定めることによって、法令に則した債権管理の徹底、債権回収の着実な執行、徴収不能な債権の適正な整理等を一層推進します。
- (2) 納付資力を的確に見極め、資力があるにもかかわらず納付しない滞納者に対しては、法令に基づき対処することを基本姿勢とします。
- (3) 非強制徴収債権¹について、債権管理を続けても事実上回収できる見込みがないものについては、限定的に放棄できる規定を設け、債権の整理を進めることによって、回収可能な債権に注力できるようにします。
- (4) 本条例は令和4年4月1日から施行します。

4 政策内容

市の保有する債権の管理について、債権管理の適正化及び債権回収の効率化を図ることで、市の財源の確保や市民負担の公平性を確保し、もって住民福祉の向上に寄与することができます。

¹ 国税及び地方税の滞納処分の例により処分されるもの以外の債権